

開発協力適正会議 第54回会議録

令和2年12月17日（木）

外務省 8階893会議室（オンライン開催）

《議題》

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) インド「タミル・ナド州生物多様性保全・植林（フェーズ2）計画」（有償）
- (2) コンゴ民主共和国「マタディ港改良計画」（無償）
- (3) カンボジア「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

2 事務局からの連絡

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 それでは、お時間になりましたので、第 5 4 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきますと思います。皆様方には、お忙しいところ御参集いただきまして、お礼を申し上げます。

今回の適正会議は過去数回と同様に、T e a m s を利用したテレビ会議形式で行います。そのため、途中音割れや途切れること等がありましたら、随時御指摘をいただきたいと思います。

それでは、プロジェクト型の新規採択案件の議論に入っていきたいと思います。本日は、事務局から提示されました新規採択案件であります、インド、コンゴ民主共和国、カンボジアの 3 つの案件について取り扱うということです。

まず、説明者から、各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただきまして、その後、議論を行いたいと思います。

まず最初の案件ですが、インド「タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画（フェーズ 2）」、プロジェクト形成（有償）です。説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(1) インド「タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画（フェーズ 2）」（有償）

- 秋山外務省国別開発協力第二課長 国別開発協力第二課長をしております、秋山麻里と申します。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。概要を説明いたします。

- 本件は、インド南部タミル・ナド州において、動植物生息域の改善、植林や、それらを効果的に実施するための組織体制強化などを通じて、生物多様性の保全を図り、もって同州の環境と両立した強靱性の高い社会経済発展に寄与することを目的とした円借款事業のための協力準備調査でございます。

インドでは、人口増加に伴う森林への負荷の高まりなどにより、森林の劣化が進行したことを受け、行政と地域住民が共同して森林の管理を行う共同森林管理（JFM）が行われてまいりました。本計画は、インド政府が取り組んでいる共同森林管理に寄与し、インド政府自身の取組を支援しながら、インドの持続的な発展を後押しする事業でございます。

経済成長や人口増加が進んでいくインドにおいて、経済成長と環境保護の両立を図っていくことが重要な課題であり、我が国による森林セクターの支援は、インド政府が

らも高く評価と期待をされているところでございます。 また、このような支援により、我が国がODAを通じて生物多様性保全、気候変動問題などの地球規模課題に積極的に取り組んでいくことは、外交的に重要性が高いと考えております。

続いて、委員の皆様からいただいた質問に対して回答を申し上げます。

以下は、JICAより御説明をさせていただきます。

- 竹内 JICA 南アジア部南アジア第一課長 JICA の南アジア部南アジア第一課の竹内と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- まず最初、田辺委員からいただいた御質問でございます。問1「期待される開発効果」としまして、生物多様性の保全の促進、樹木被覆面積増加のみならず、森林に依存する生活の住民の生計回復・向上を含めるべきではないかという点でございます。
この点、御指摘のとおり、本計画は住民の生計向上を行うことで、生物多様性保全と調和のとれた社会経済を目指すこととしています。協力準備調査の中で具体的な目標設定内容を検討したいと考えております。
- 2点目の御質問でございます。事業の中で小規模貸付けを実施する予定かと。タミル・ナド州の植林事業の事後評価の中で、小規模貸付の延滞状況が適切に把握できていない、モニタリング段階から適切に把握し、再チャレンジが可能となる仕組みを構築すべきといった御指摘があるという点でございます。
現段階で、今回の事業におきまして、小規模貸付けを行うことは予定してございません。生計向上支援としては、今のところ職業訓練などを検討していく計画となっております。
- 問3でございます。この事業がカテゴリーF Iである理由を教えてください。
カテゴリーB相当のサブプロジェクトであっても、住民とのステークホルダー協議は開催される予定かということです。
まず、本計画は、審査段階では具体的な施業地域が特定されないような性格を持っております。事業が開始された後に住民参加型の事業計画を策定しまして、地域及びそこでの活動が特定された時点で、環境カテゴリーの分類も行うといった理由から、カテゴリーF Iとしております。
過去の森林の円借款事業では、カテゴリーF Iでありましてもサブプロジェクトの環境社会配慮カテゴリーの分類、スクリーニングの結果、サブプロジェクトはカテゴリーBに分類された場合には、実施機関によるステークホルダー協議が開催されることとなっております。本計画でも同様の対応を行うことを予定しています。JICAは環境社会配慮が適切に実施されているかモニタリングを行ってまいります。
- 続きまして、岩城委員からいただいている御質問でございます。問1、1988年から長年インド政府が推進してきた「行政と地域住民の共同森林管理」は現在までのような成果を生み、そして本件が具体的にさらにいかに寄与するかについて理解し

たいという点でございます。

共同森林管理によって管理されているインドの森林の割合は、共同森林管理が開始された1988年時点では0%でしたが、2010年には約30%、2,4600万ヘクタールに及んでございます。共同森林管理では、森林資源が地域住民の生活に不可欠であるという認識に立ちまして、住民と行政が森林資源の利用方法について合意することで、過度な利用による森林の劣化、消失を避け、持続的な森林資源の管理・利用面を実現していきます。森林被覆率が1997年の19.3%から2019年には21.7%まで回復しているのは、共同森林管理の広がりも一因と考えられます。

今回の計画におきましては、共同森林管理組合が採取・販売する特用林産物、具体的には木材以外の森林資源、野生ナッツや果樹、はちみつといった食品や、ほうきなどをつくって加工して売っていくなど、こういったものの販売支援に重点を置いてございます。森林資源の経済価値を高めることで、その財を生み出す森林資源の適切な管理、持続的な利用を支援する計画となっております。

- 問2でございます。過去の案件の教訓でもモニタリング指標について触れられているが、同州のこれまでの取組の効果について、森林被覆率以外に効果を把握できる指標、例えば、在来動植物の増加・生息域の回復などがあれば御教示いただきたいという点でございます。

フェーズ1、この事業の前の先行する事業におきまして、成果指標、モニタリング指標というのは、事業が行われる保護区の数、住民組織の新規形成数、森林地外での植林を実施する小規模農家数、森林地外の植林面積（ヘクタール単位）、森林地外の植栽木の生存率、研修を受講した森林局の職員数となっております。フェーズ1では例示いただきました、在来動植物の増加や生息域の回復は指標には含まれておりませんが、今回の事業におきましては、森林被覆率以外の事業効果に係る指標の設定についても検討していきたいと考えております。

- 問3でございます。森林資源に依存しがちである地域住民の代替生計手段につき、フェーズ1で実施されたものを含め、具体例を御教示いただきたいという点です。これは、竹原委員と道傳委員からも同様の質問をいただいております。併せて回答させていただきます。

フェーズ1におきましては、特用林産物の加工・販売、農業、畜産、裁縫、エコツアーリズムなど、代替生計手段のための支援を実施しまして、今回のフェーズ2の計画でもこれらの支援を予定しております。

さらに今回のフェーズ2におきましては、特用林産物の販売支援に関しまして、民間企業とのマッチングなども州政府が後押しをして実施していく、マーケティング能力の強化なども検討しているところでございます。

- 続きまして、竹原委員からの御質問に移りたいと思います。これまでのタミル・ナ

ド州の植林事業におきまして、マッシュルーム栽培を通じて地域住民の収入源の多角化や所得向上に貢献したと理解しています。今回の計画概要に生計向上支援とありますが、具体的内容をお聞かせください。換金作物の栽培支援などございますか。あと、同計画概要にサンゴ礁・藻場の管理、マングローブの保全とあります。植林を行う地域との地理的關係をお教えくださいという点でございます。

まず、生計向上支援に関しましては、岩城委員への回答の際に併せて回答させていただきました。

換金作物の栽培の支援としましては、キノコの栽培が今のところ検討されています。

サンゴ礁・藻場、マングローブに関する活動は、タミル・ナド州の南東部でスリランカとの間の海域でマンナル湾というところがあるのですが、こちらの沿岸部で行う計画としております。

植林につきましては、今のところ全ての州が対象となっております、調査の中で選定を行っていく予定でございます。

- 続きまして、松本委員からいただいている御質問でございます。

問1、2.(2)の第2段落で挙げられている過去のODA事業の報告書で、森林や生物多様性を脅かしている主たる要因として、林産資源に依存する住民たちを置いていると。企業などによる伐採、インフラ・経済開発事業に伴う破壊、産業用植林などの外部者の影響は考慮に入れる予定はないのか。住民の意識と生計スタイルを変えることのみ主眼を置いていることにやや疑問を感じるという点でございます。

御指摘のとおり、経済活動等による森林破壊を適切に規制していくことも非常に重要な施策の一つだと考えています。共同森林管理などによる活動とともに、タミル・ナド州を含むインド各州におきましては、森林管理計画が策定されておきまして、森林法及び最高裁命令に基づき、この計画に沿っていない場合に、森林の伐採は認められていないという体制が敷かれています。

また、森林管理計画に基づき、森林地を非森林地に転換するといった場合には、同等の面積の植林を開発者に義務づけるなど規制が行われているところでございます。タミル・ナド州政府は、こうした規制によりまして森林の保護を図るとともに、さらに森林保護・森林被覆を広げ、生物多様性を高める森林の質を確保していくための様々な活動を行っておりまして、本計画におきましても、こういった外部者の影響を考慮に入れながら、御説明している活動を行っていきたいと考えております。

- 問2です。共同森林管理(JFM)がインドに導入されてかなり時間が経過している。タミル・ナド州植林地事業の第2期の外部事後評価でも指摘されているように、経済発展の中で村落森林委員会(VFC)の運営が組織能力というよりも、林産資源に依存する村人の階層分化の影響を受けているのではないか。このプロジェクトを機に、インドのJFM、VFCの過去20年間の社会学・文化人類学的レビューを行って、インド社会の変化を踏まえた今般の第2フェーズの在り方を検討いただきたいと

いう点でございます。

この点、御指摘の点も踏まえまして、今回の計画におきましては、過去の事業をレビューするとともに、本計画に関する地域住民の現在、今後の社会経済状況を見据えながら、実効性のある事業内容の在り方について、準備調査の中で検討したいと考えております。

- 問3です。第1フェーズの円借款は90億円近かったと認識している。3.(1)①に書かれた活動のうち、多額の資金が必要なものは何か御説明いただきたい。また、カテゴリ分類がF Iになっているが、具体的には日本政府がどの主体（金融仲介者）に円借款を供与し、その主体は誰に貸付けを行う立ってつけになっているのか教えてくださいという点です。

まずこの点は、タミル・ナド州の森林局作成の事業計画によりますと、資金規模が大きい活動としましては、現在のところ植林、人間と野生生物のあつれき対策、外来植物除去となっております。規模の妥当性については調査の中で確認してまいります。

円借款資金は、インド政府を通じてタミル・ナド州政府に供与されまして、タミル・ナド州政府の森林局が資金を管理し、事業を実施してまいります。植林活動や生計向上活動などの一部の活動については村民と共同で実施されますが、事業経費は森林局が直接支出する予定です。

カテゴリF Iとしている理由は、本計画は審査段階で具体的な施業の場所が特定されず、事業開始後に住民参加型の事業計画が策定され、地域及びそこでの活動が特定されるというプロセスになってございますけれども、その時点でカテゴリ分類を行うといった立ってつけになっていることが理由でございます。

- 続きまして、西田委員からいただいている問1でございます。

本計画は同計画フェーズ1の横展開と理解しますが、フェーズ1の概要・成果が明示されていないことに加え、実施期間が一部重複する「タミル・ナド州植林事業」との相違が分かりません。今回の計画が対象地域を別として、これらと何がどう異なるのか、今回の特徴や特に注力しているのは計画内容のうちどの領域なのか、それはなぜなのかについてお知らせくださいという点でございます。

まず、フェーズ1の成果につきましては、事後評価は今後行われます。ただ、成果指標に関して現時点で実施機関から聴取し、このように把握しております。まず、事業が行われる保護区の数目標としていた20か所を達成しています。

住民組織の新規形成数も目標値88の組織としていましたが、そちらも達成してございます。

森林地の外で植林を実施する小規模農家の数は、4万農家を目指していましたが、今のところ8万農家で実施されているという目標よりも上を行っていることが確認されています。

森林地の外の植林面積についても、目標値で14万3,000ヘクタールという目

標がありました。これは達成していることが今の時点で確認されています。

森林地外の植栽木の生存率は目標が70%でしたが、今のところ確認できているのは50%でございます。

研修を受講した森林局職員数は、目標値である5,790人を達成しているということが今の時点で確認されている状況です。

タミールナド州植林事業とタミールナド州植林事業（Ⅱ）という植林事業というのがある、その後に生物多様性事業、そして今回また生物多様性事業があるのですけれども、最初の2つの植林事業は2002年、2013年に完了してしまっていて、今回の事業との重複はございません。ただ、御指摘は植林事業の2番目と生物多様性事業の1番目が一部重複しているのではないかと、これは御指摘のとおりでございます。

植林事業の1期、2期と、生物多様性事業のフェーズ1、フェーズ2はどこが違うかについて大きく3つの点からお伝えしますと、まず、最初の2つの植林事業におきましては、国有の荒廃林において植林を行っていました。ただ、生物多様性事業グループのほうは、森林の中ではなくて森林の外に森林を広げるために、農家において植林を行うといった大きな違いがございます。

生計向上活動につきましては、いずれでも行われていますけれども、植林している最初の2つの事業におきましては植林地で行っていました。ただ、生物多様性事業の2つの事業では、それ以外のところでもやっています、植林とはまた離れた場所で具体的には西ガーツ、東ガーツの保護区という、かなり地方の辺境地みたいなところで住民の生計向上のための支援をしていたということでございます。

もう一つ、生物多様性保全という活動がございますが、こちらは植林事業の最初の2つではやっていなくて、生物多様性保全のほうの事業で実施しているものでございます。

今回の事業で力を入れている点でございますけれども、野生動物の生息域の劣化・消失によって増加している人間と野生動物のあつれきへの対策や、在来種の消失、生息域の劣化を引き起こしている外来植物の除去、また、ジュゴン、ウミガメ、サンゴ礁や藻場の保全活動、マングローブ林の整備など、海域における生物多様性の保全に力を入れていく計画としています。

さらに、生物多様性保全の推進に向けた取組の質の向上を図っていきたいという要望が実施機関から寄せられていまして、そこに対して内外の様々な優れた知見を導入し成果を高める工夫を行うとか、また、今後の生物多様性保全活動を通じて知見を蓄積していった、蓄積した知見を広く活用していくことについても、こういったことを目指して案件形成を行っていきたいと考えております。

- 2つ目の点でございます。開発効果において、生物多様性の促進が強靱性の高い社会経済発展にどのように貢献するのか、具体的な説明をお願いします。また、経済社会発展の強靱性の高低をどのように評価するかについてもイメージが沸きません。そ

の評価に用いる指標をお知らせください。例えば、フェーズ1での住民参加型自然保護地区の管理では、代替生計手段の提供などによって、近隣住民による森林資源利用をどの程度転換することができたのでしょうかという点でございます。こちらにつきましては、道傳委員からも同様の質問をいただいておりますので、併せて回答いたします。

本計画では、土砂の災害防止機能、また、水源涵養機能など生態系が持っている力、生態系サービスとも呼ばれますけれども、これを効果的に引き出し、有効活用することで、激化する地球温暖化の影響や極度な水ストレスの問題などへの対処にも役立てていく可能性を模索していく計画です。このような活動を通じて、強靱性の高い社会経済発展に貢献することを検討しています。

また、指標に関しましては、生態系サービスの機能評価を行うことを検討しています。現時点では土砂崩壊リスクが軽減したとか、利用可能な水資源量が安定したとか、表土流出量の削減などが候補として考えられますけれども、こういったことをきちんとモニターしていけるかどうか、実現可能性も精査しながら目標設定を行っていく考えであります。

生物多様性や生態系サービスにつきましては、社会経済の基礎でございます、その保全は持続可能な社会を実現する上で密接不可分であるという理由から、今後も社会経済活動を行う上での重要性は増していく一方、現時点では解明すべき事項が数多くある領域と考えていまして、その意味で研究活動が非常に重要と認識しています。実施機関としましては、インド内外の優れた知見を導入しまして、事業効果を高める工夫をするとともに、本計画の生物多様性保全活動を通じ、蓄積した知見を広く活用していきたいという考えを持っています。本計画では、インド内外の研究実績のある研究者等との連携を模索していく予定でございます。

フェーズ1につきまして、先ほどもお伝えしたとおり、まだ事後評価が行われていないので、森林資源利用の転換の程度は現時点では図れていないのですけれども、先行するさらにその前にやっていたタミル・ナド州の植林事業の事後評価では、次のような変化が確認されています。事業が提供した小規模融資を活用して17万5,930人新規に小規模のビジネスを開業した。この分だけ森林資源への依存が軽減されたと考えられる。あと、家計収入の増加に伴い、薪の代わりにプロパンガスの利用が増え、薪の収集など森林での労働が減少した。フェーズ1における効果につきましては、協力準備調査の中でも確認してまいりたいと考えています。

- 問3でございます。当計画の根拠の一つとなっている共同森林管理についてお知らせください。1988年に導入されたとありますが、インド政府の法律なのでしょうか。規範性の問題に加え、導入されたのはかなり前であることから、現在のインド社会の実態に即していないのではないかと考えられます。現場事業の有用性は高いと思いますが、共同森林管理改定や効力向上を促すこと、制度設計への支援も必要がある

のではないのでしょうかという点でございます。

共同森林管理というのは、1988年インド政府が森林政策を策定して、これによって導入されまして、1990年にインド政府が出した通知によって実施されています。その後、2000年、2002年にガイドライン、2014年にハンドブックがインド政府によって作成されまして、時代の要請に合わせてアップデートがされてきております。

共同森林管理の改定や効力向上のための制度設計の支援につきましては、御指摘のとおり非常に重要と考えておりまして、2014年のハンドブックにつきましては、円借款の森林管理能力強化・人材育成事業というものがございましたが、この一環として作成されております。まさに御指摘を受けた取組を行ってきております。

インドでは、依然として森林資源に依存して生計を立てる人口が約2億人いると言われてまして、大宗は貧困層と言われております。こうした森林資源で生計を立てている住民の活動が森林に対してストレスを与えていて、代替的な生計機会を与えることは依然として重要であると考えています。

ただ、御指摘のとおり、生計手段の内容やニーズは時代とともに変化しておりまして、より実効性の高い方法を追求していくことが重要だと考えています。他州の事例になってしまうのですが、植林事業における生計手段として、例えばオディシヤ州というところでは、1万人規模の組織化によって工芸品や香辛料を共同生産・出荷するとか、グジャラート州では、ワイルドフルーツの認証取得によってマーケティングを強化していくような活動をするなど、こういったものが成功を収めてきております。今後、こうした他州の成功事例などもよく勘案して、現地住民の生計向上ニーズをよく見ながら活動を計画しまして、実施していくような体制を構築していきたいと考えています。

- 最後、道傳委員からいただいている御質問です。問1、計画の実施では、代替の生計手段提供、ステークホルダーでもある住民への啓発活動が重要と考える。生計向上支援については、実施機関となるタミル・ナド州森林局の支援の下、住民組織が維持管理を行うとありますが、どのような組織にどのような活動が想定されるのか、フェーズ1を参考に御教示ください。

生計向上支援の内容につきましては、岩城委員への回答の際に併せて回答させていただきます。

住民組織についてですが、保護区内の活動の場合はエコ開発委員会というところが、保護区外の活動につきましては共同森林管理組合が事業活動を実施する予定です。いずれの組織におきましても、森林局の現場担当森林官もメンバーとして活動するような形となっております。各地域における住民の意向と行政の支援内容が、この組織を通じて調整されていく計画になっております。

タミル・ナド州は、インドで最も都市化が進んだ州と言われ、インドのデトロイト

とも呼ばれるチェンナイ市周辺を初め、製造業を中心に多くの日系企業が進出する一方、人口の1割が貧困層にあると言われている。本計画はどのように州全体の強靱性の高い社会経済発展に寄与するのでしょうかという点です。

これは、西田委員への回答の際に併せて御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加で御意見・御質問がありましたら、委員から御発言をお願いいたします。松本委員。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

ここは外務省でのこういう場ですので、比較的大きな議論をすることが重要かとは思いますが。そういう点でいくと、今JICAの竹内さんに御説明いただいたディテールのところは、一見すると指標もしっかりしているし、ちゃんとモニタリングをされていると思うのですが、一方でジョイント・フォレスト・マネジメントについては、様々な批判的な論文も出されています。それについてのリファレンスが全くないので、途上国の林野行政を見てきた者としては、ジョイント・フォレスト・マネジメントをやや高く評価し過ぎているなと思います。その詳細を話すには話が細くなるので、ここでは避けましても、協力準備調査の中でこのジョイント・フォレスト・マネジメントがつくってきた、ありていに言えば住民中心と言いながら、政府の林野行政に対するコントロールを一層強めてきたと指摘されている副次効果、もっと言うと、実は政治的な効果が非常に大きいわけで、本当にジョイント・フォレスト・マネジメントの過去二十数年が村人にとって自立的な生計手段を維持してきたのかという点については、先ほどちゃんと調査していただけたということでしたので、少し批判的な側面も含めて調査していただきたいと思います。以上です。

○ 竹内JICA南アジア部南アジア第一課長 どうもありがとうございます。今の御指摘の点も踏まえまして、性善説に立たずに、よかった面も批判的な面も含め、よく結果を見ていくという点、きちんと念頭に置きながら進めていきたいと考えます。どうもありがとうございます。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。

岩城委員、先ほど手を挙げていましたか。手を挙げたマークが見えた気がしたのですが、違いますか。

- 岩城委員 では、せっかくいただきましたので1つ。基礎的な質問で大変恐縮です。説明いただいたものを若干聞き逃したかもしれないのですが、この地域の中でどこに植林するかというのはまだ決まっていなくて、これから事業をやることになった後に決めるという説明だったかと理解したのですけれども、そういう理解であるとすれば、どういう観点での選択によって植林する土地が決まるのかを知りたいと思いました。当然、土地の問題ですので近隣住民や、ほかの行政との関連とかいろいろあるかと思えますけれども、植林する土地の決め方のプロセスについてお教えいただければと思います。追加的質問で恐縮です。

- 竹内 J I C A 南アジア部南アジア第一課長 どうもありがとうございます。まず、質問の前提の御理解はそのとおりでございます。事業実施の中で決めてまいります。当然フェーズ1でも実施してございますので、フェーズ1で対象とした農家などは対象の外に外れていくこととなりますけれども、それ以外のところで今事業での植林活動に協力したいという農家の意向を聞くとか、あと、ある程度まとまった単位の集落でやったほうが、全体として協力しながらやりますし、効率も結構高いところもありますので、ある程度それなりの数の方が希望してくれているかどうかをバランスを見ながら考えていくこと。
あと、詳細な最終的な選定基準につきましては、調査の中でも実施機関と議論しながら検討して、最終的には私どもの審査の中で決定していくこととなりますので、今のようところが入り口の尺度となりますけれども、これをさらに精査して行って、基準を打ち立てて最終的に確定していくといった今のところの想定でございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかに御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

- 松本委員 小川先生、ちょっと短めにいいですか。
せっくなのでクラリフィケーションなのですけれども、カテゴリー F I をついつい私は F i n a n c i a l I n t e r m e d i a r y なので金融仲介と、それを銀行なり金融機関が一回受けて、それを又貸するというイメージをずっと持っていたのですが、先ほどの御説明によると、これは金融仲介ではなく、あくまでサブプロジェクトが分かっているというだけで、とりあえず F I というカテゴリーになっているという理解でよろしいですか。F I というのは、そういうプロジェクトも含むのだという理解でよろしいですか。

- 竹内 J I C A 南アジア部南アジア第一課長 松本委員の御理解のとおりでございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(2) コンゴ民主共和国「マタディ港改良計画」(無償)

- 小川座長 それでは、2番目の案件に進みたいと思います。次は、コンゴ民主共和国「マタディ港改良計画準備調査」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 外務省国別三課長の黒宮と申します。よろしくお願いいたします。
 - まず、事業の概要について申し上げます。本事業は、コンゴ民主共和国西部の中央コンゴ州に位置するマタディ港のコンテナターミナルにおいて、コンテナヤードの舗装の改良とターミナル・オペレーション・システムの導入によって、コンテナ蔵置スペースの回復及び安全性の向上並びに荷役作業の効率化を図り、マタディ港のキャパシティ強化、ひいてはコンゴ民主共和国の物流の安定性向上に寄与するものです。
 - 次に、外交的意義について申し上げます。コンゴ民主共和国は、サブサハラ・アフリカ第1位の国土面積を誇り、豊富な鉱物資源等を有する資源国でありながら、90年代から続いた紛争や政情不安によって2,300万人以上の国内避難民が発生したとされており、現在でも東部地域は反政府勢力の活動によって治安情勢が回復しておりません。しかしながら、2018年末に実施された大統領選挙では、野党の候補であったチセケディ現大統領が当選し、平和裏に選挙による政権交代が実現しました。このチセケディ政権が取り組むコンゴ民主共和国の平和の定着や持続的発展を支援することは、アフリカにおける民主化及び経済開発支援において、我が国のプレゼンスを示す上でも意義深いものと考えております。

特にコンゴ民主共和国では、インフラの老朽化や未整備が深刻な課題となっており、輸入貨物の約4割が荷揚げされる国内最大の河川港で、キンシャサ等のコンゴ民主共和国西部と国際航路をつなぐ主要港である本案件の対象となるマタディ港も同様の問題に直面しています。本事業については、コンゴ民主共和国政府からも強く支援を要請されており、チセケディ政権との協力関係構築を進める観点からも、外交的意義は非常に大きいと考えております。

次に、港湾セクターの開発の現状・課題、本計画の位置づけについて御説明いたします。コンゴ民主共和国は、我が国の約6倍もの広大な国土を有する一方で、都市間の輸送網は限定的であり、既存のインフラも施工後長年にわたり十分な改修がなされておらず老朽化が進んでいることから、運輸インフラの整備・維持管理の不足が社会・

経済発展における阻害要因の一つとなっています。そのため、コンゴ民主共和国政府は、国家開発戦略計画（2019～2024）の重点課題としてインフラ整備を掲げ、その一環として既存インフラの改修・保全に取り組んでいます。

本計画の対象であるマタディ港の総取扱量は、2018年は対前年比11%増、2019年には同18%増となり過去最高を記録しています。GDP成長率を踏まえた需要予測に鑑みれば、将来のコンテナ取扱い需要のさらなる増加が見込まれます。

しかし、1930年代に建設されたマタディ港運輸港湾公社コンテナターミナルのコンテナヤードの舗装は、配付している資料の写真にもあるかと思いますが、大型荷役機械の走行により劣化し、水たまりも多数発生しているため、コンテナの蔵置可能なスペースが減少し、荷役機械の走行にも支障を来しています。加えて、効率的な荷役作業に必要となるターミナル・オペレーション・システムが未導入のため、荷役効率も低下しています。こうした状況に対して本計画は、コンテナヤードの舗装の改良とターミナル・オペレーション・システムの導入を支援することで、荷役作業の効率化を図り、マタディ港のキャパシティ強化、ひいてはコンゴ民主共和国の物流の安定性向上に寄与するものです。

- 次に、委員の先生方からいただいた質問・コメントへの回答について、外務省からお答え申し上げます。まず、1点目は、本事業実施の意義という点で西田委員からいただいた、日本とコンゴ民主共和国の関係というのはこれまでさほど緊密ではないところ、今後どういう二国間関係を描いているのか、次回TICADとの関係も踏まえてという点と、もう一点、西田委員からいただいております、日本が推進する自由で開かれたインド太平洋構想（FOIP）と必ずしも直接的に関係しない地域・国への支援について、どのように理解すればよいのかという点についてです。

コンゴ民主共和国は、広大な国土に肥沃な土壌、コンゴ盆地の森林と豊かな水資源、若年層が多くを占める9,000万人近い人口、コバルトを初めとした豊富な鉱物資源など、経済的に高い潜在性を有しています。長年の政情不安や過去の内戦等が影響して、日本企業の進出が妨げられてきた側面はありますが、先ほど述べましたとおり、平和裏に政権交代が行われた現在、政府が取り組む平和の定着が浸透し、経済社会基盤の復興が実現されれば、経済的なポテンシャルを十分に発揮できる国であると考えます。

また、経済外交の観点からだけではなく、大湖地域、中部アフリカ地域の大国として影響力を持つコンゴ民主共和国が取り組む平和の定着や持続的発展を支援することは、アフリカのオーナーシップを尊重しつつ、民主化及び経済開発を支援するTICADプロセスと整合し、我が国のアフリカに対する協力の姿勢を示すものであると考えております。

確かに、西田委員御指摘のとおり、コンゴ民はインド洋や太平洋には直接面してはおりませんが、港湾の整備による輸送能力の向上を目的とする本事業は、自由で開か

れたインド太平洋構想で重視される連結性強化を通じた経済発展に資する案件と考えております。T I C A Dでも表明しているとおり、質の高いインフラ投資を推進して、アフリカにおける連結性の向上を目指すことは、対アフリカ支援における強力な柱の一つである経済分野の支援として、我が国としても引き続き重視しているところです。

- 次に、貧困削減・平和の定着という観点から、松本委員からいただいた御質問で、海外からの支援がコンゴ民主共和国の中央コンゴ州、キンシャサ、カタンガ州に集中する中で、貧困削減や平和の定着を考えるならば、より貧困層が居住する地域に無償資金協力を供与すべきではないかという点についてお答えいたします。

これまでコンゴ民に対しては、中央都市を中心に行政機能の強化等を図ってきましたが、深刻な貧困や格差に対応するためには、御指摘のとおり地方部や貧困層にも協力の成果が波及する包摂性の高い協力を展開することが重要であると認識しております。ただ、コンゴ民主共和国において貧困層が居住する地域への協力は、治安上のインフラ制約やインフラが未整備である、すなわちアクセスが困難といった課題があります。ただ、そういう状況ではありますけれども、例えば、現在実施中の職業訓練分野の協力においては、順次地方展開を進めるべく国際機関と連携した無償資金協力によって、不安定な情勢が続く東部のゴマ、ブカブ、ブニアの3都市の国立職業訓練機構の地方拠点拡充に向けた協力も実施しています。これはまだ1つの例ではありますが、今後の無償案件形成においても実施した支援において得られた成果を地域的・人的に展開していくことを引き続き考えていきたいと考えております。

外務省からは以上です。

- 金田 J I C A アフリカ部アフリカ第四課長 それでは、引き続きまして、J I C A アフリカ部アフリカ第四課長をしております金田と申しますが、J I C A のほうからいただいた御質問に対してお答えさせていただきます。

- まず、平和の定着に関連して、道傳委員からいただきました御質問です。平和の定着や持続的発展を支援するためのインフラ整備は重要と考える。東部では武装勢力が地下資源の支配を巡って闘争を続け、コロナの感染拡大とともに暴力の増加も報告され、情勢のさらなる不安定化が懸念されている中で、港の改良計画は一見、迂遠な働きかけの印象もあるが、日本は平和の定着に向けどのような働きかけを行っているのでしょうかといただきました。

平和の定着に関しましては、対コンゴ民協力の重点分野の一つとなっております。警察分野の人材育成を2004年以降実施してきておりまして、累計2万人が研修を受講しております。

また、技術協力プロジェクトにおいて、市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクトのフェーズ2も今年度開始予定で、準備を進めているところでございます。国家警察を対象とした警察の能力向上のための研修実施体制強化及び地域警察の

能力強化を通じて、市民、警察官の良好な関係構築並びに地域警察のモデル確立を図り、市民の警察に対する信頼の向上、治安改善に貢献することを目指しております。

コンゴ民におけるコロナの感染拡大につきましては、過去の無償資金協力により整備された2つの施設も貢献しているところでございます。今年2月に敢行いたしました国立生物医学研究所（INRB）におきましては、新型コロナのほとんどの生物学的分析をこちらの新設したラボで実施しております。

また、国立保健人材養成校におきましても、コンゴ民政府によるコロナ対策担当官あるいはコミュニティーヘルスワーカー等への研修を実施しているところでございます。

- 次に、コンテナの取扱容量や需要予測に関する御質問をいただきましたので、こちらにも回答させていただきます。まず、田辺委員から、コンテナ総取扱量は2018年は対前年度比11%増、19年には18%増ということだが実数を教えていただきたい。また、コンテナターミナルの取扱容量増大（コンテナ蔵置スロット）の単位の違いを教えていただきたいといただきました。

マタディ港における2017年のコンテナ総取扱量は13万6,944TEUでございます。これに対して18年度は15万2,508TEU、19年度は18万178TEUとなっております。総取扱量のTEUは20フィートで換算したコンテナの個数を表す単位でございますけれども、コンテナの蔵置スロットに関しましては、20フィートコンテナ1個を置くことのできる面積という形で示しております。

- 同じく田辺委員から、マタディ港の近年のコンテナ蔵置実績と今後の蔵置需要予測を教えていただきたいといただきました。

運輸港湾公社（SCTP）へのヒアリングによりますと、コンテナ蔵置実績の詳細データはないものの、蔵置面積はコンテナヤードの約7割程度となっていることは確認しております。コンゴ民主共和国の今後の人口増や経済成長等に基づく需要予測におきましては、マタディ港の2030年のコンテナ取扱量は現在の倍、34万から42万TEUに達し、近い将来マタディ港全体の容量を上回ると見込まれております。コンテナ蔵置需要もこれに伴い増加することで、将来的に現在のコンテナ蔵置容量では不足することが予想されておりますので、ヤードの舗装の改良とターミナル・オペレーション・システムの導入による荷役作業の効率化により喫緊の需要増に対応する予定でございます。

- また、岩城委員から、今後もコンテナ取扱需要のさらなる増加が見込まれるとのことだが、本案件による取扱容量の増大でどれほどの増加率までカバーできる予想かという御質問をいただきました。

本案件によって、ヤード舗装の劣化等により低下したコンテナ取扱容量を増大することで、隣接する民間ターミナルの取扱容量拡充計画と併せて、現在の倍程度の取扱容量の増加までカバーし、短・中期的にマタディ港が容量不足に陥る事態を回避する

想定をしております。

- 次に、実施機関の運営や維持管理体制についての御質問をいただいております。岩城委員からですけれども、個別ではなく総論として、過去案件のパラグラフに記載のある点（実施機関の主体性や運営維持管理能力強化の重要性）についてはよく理解できるが、事前調査において、過去の事後評価を踏まえてどのように分析し将来評価を行っているか、お伺いしたいといただきました。

これまでに組織や経営、財務等に関する情報は収集しておりまして、過去の事後評価を踏まえて維持管理能力については荷役機械のメンテナンス記録、それから、予防保全計画の作成等が行われていると組織的な体制を確認しておりますけれども、今後、協力準備調査においてさらなる情報収集を行った上で、より効率的な運用のために必要な対応策を検討する予定でございます。

- 次に、西田委員からいただきました、過去類似案件の教訓において実施機関の運営管理能力の向上支援の必要性について触れられているけれども、本案件では十分な調査分析を行い対応すると示されています。一方で、実施機関となるSCTPについては、既に一部経営課題について把握されているように記載されていますが、持続的な港湾運営の観点における本計画へのリスクをお知らせください。また、これまで行われてきた国立職業訓練機構（INPP）への支援を通じて得られた同国での人材育成における課題も御教示いただければと思いますといただきました。

SCTPの中でも、マタディ港部門については支出の倍ほどの収入があるという状況でございます。一方で、SCTP全体としては過剰人員雇用の状況にもあると聞いておりまして、SCTP全体の財務状況等について協力準備調査の中で確認し、本件協力の伴う必要な運営、維持管理費用が十分確保されることを確認する予定でございます。

それから、コンゴ民における技術人材育成における課題といたしましては、継続的な技術の維持向上が挙げられるかと思っておりますけれども、実施中の協力においても同課題に引き続き取り組んでいるところでございます。コロナ禍においては、INPPと呼んでおりますけれども、国立職業訓練機構のキンシャサ校の講師が、これまでの協力で培った自動制御・溶接等の技術を活用して、体温測定機能付きの自動手洗い装置を開発・生産してキンシャサ市内に配置され、より自律的なコロナ対策の実施促進に貢献しているという例もございます。

- 3つ目といたしまして、道傳委員からいただきました御質問ですけれども、日本は海岸線と首都を結ぶ生命線となる国道上のマタディ橋を建設し、日本の高い技術力による橋梁の建設のみならず、現地の人たちによる保全や維持管理能力の向上に向けた取組にも貢献した。本計画では計画実施機関としての運輸港湾公社の過剰人員、経営や財務面での課題が指摘されているが、運営管理能力に問題はないのかということでございます。

運輸港湾公社は、マタディ港のコンテナターミナルを運営実施管理しておりまして、荷役機械の維持管理も組織的な体制が整えられているところでございます。本案件の実施に必要な運営管理能力は、そのような観点から認められると考えておりますけれども、コンテナヤードの改修及びターミナル・オペレーション・システムの導入に伴い、SCTPの施設管理体制や運営維持管理能力の更なる強化が必要かと考えられますので、協力準備調査において検討していきたいと考えているところでございます。

- それから、コンゴ民主共和国政府の運輸インフラ全体計画について御質問をいただいております。まず、岩城委員から都市間の輸送網は限定的であり、これまで十分な改修がなされていないとのことだが、港の整備だけではなく、道路整備等を含む運輸インフラ全体の改善に関わる計画については、どのようになっているのかという御質問。それから、同じく竹原委員から、物流を支える主要港湾の整備は国家の経済発展にとって重要であり、本案件は意義深いと思います。港湾から通じる陸路の状況、今後の輸送インフラ整備計画について、コンゴ民主共和国政府の政策を教えてくださいということでした。

これらの質問に関しましてですけれども、コンゴ民政府は国家開発戦略計画の重点分野としてインフラ整備を掲げております。その一環として、既存のインフラの改修・保全に取り組む方針としていますが、隣国との連結性を踏まえたバナナ港、コンゴ川の河口にて大西洋に面する小さな港がございまして、それから、隣国コンゴ共和国の首都ブラザビルとキンシャサ間の橋梁を新たに整備するという計画を含む、物流ネットワーク全体を概観した全体戦略や計画は今のところ示されておりません。

なお、本案件により整備予定のマタディ港から首都キンシャサまでの陸路については、舗装道路が整備されております。また、コンゴ川河口にて大西洋に面するバナナ港からマタディまでの陸路については、一部未舗装道路も含まれているという状況でございます。

- 最後に、人権侵害・紛争への影響ということで、松本委員からいただきました質問についてです。コンゴ民主共和国での鉱物資源の採掘を巡る人権侵害が国際的な批判を受けてきたが、不正な貿易を含めて、こうした紛争鉱物の輸出拠点を強化し、国内での人権侵害や紛争を助長するおそれはないのか御説明いただきたいといただきました。

コンゴ民主共和国は複数の経済圏により形成されておりまして、広大な国土と物流インフラの欠如により、各経済圏が必ずしもつながっておりませんで分断されている状況でございます。コンゴ民主共和国の鉱物資源生産地の多くは南東部のカタンガ経済圏に集中しておりますが、その輸出はアンゴラ、南アフリカ、タンザニア経由が中心となっているため、今回キンシャサ経済圏に位置する本件の事業の実施が、コンゴ民主共和国の人権侵害や紛争を助長することにはつながらないものと考えております。

以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明者から説明いただきました内容につきまして、追加の御意見・御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。田辺委員、お願いします。

- 田辺委員 この港の財政部分のところをもしかしたら聞き漏らしていたかもしれないのですが、マタディ港自体の収支がきちんとなされているのであれば、なおさらこの案件はむしろきちんと港としての収入を計上して、メンテナンスや強化に充てていくべきなのではないかと。この港の収入がほかの港湾行政に使われているのであれば、それ自体もう少し改善するような技術支援をやっていくのが先なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 金田 JICA アフリカ部 アフリカ第四課長 御質問ありがとうございます。運輸港湾公社は、港以外にも鉄道ですとか河川の運航ですとか幅広い事業を主管しております。そういった中で、港湾の事業での利益、プラスとなっているものも全体の中では活用されているものと考えております。そういった観点から、おっしゃるとおり、港湾だけを見ると上がりがある部分については、それで港湾をしっかりと整備してもらいたいということはございますけれども、運輸港湾公社全体として現状では今申し上げたような状況になっております。したがって、いずれにいたしましても港の部門だけを見て事業をするわけにもまいりませんので、協力準備調査の中で S C T P 全体の運営状況もしっかり確認しながら、他方で運営維持管理にはしっかり予算をつけて対応していくことを先方とも確認してまいりたいと考えているところでございます。

- 小川座長 田辺委員、よろしいでしょうか。

- 田辺委員 この案件を進めるかどうかも含めて、しっかり調べていただきたいと思っています。以上です。

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。道傳委員、お願いします。

- 道傳委員 松本委員の2つ目の質問とも関連するところでございますけれども、コンゴの経済圏が分断されているというお話を伺って、私の質問に対してもパーシャリーに納得いった部分がございます、ありがとうございます。
ということは、こういった港湾への支援をすることで、長い目で見たときに国全体の底上げにもつながって、平和の配当がゆくゆくは国民全体で享受される方向に向かうのかなという整理を少ししてしまったのですけれども、というのは、結果として地

域間の格差が広がったり、あるいは不均衡な成長というのが顕在化することは、平和の定着とは恐らく相入れないことだと思ふからでございます。ただ、全ての分野で支援をすることはできませんので、何を優先するのかといったことで考えたときに、今回のマタディ港への支援というのは優先分野として位置づけられるので、支援をすることが大切だという御判断になるということでしょうか。

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 私からお答え申し上げます。

おっしゃるとおりで、本案件について申し上げるならば、マタディ港という非常に大きな港に対する支援であって、それは一つの経済圏という意味でいうと、キンシャサなどを中心とする経済圏になるのですけれども、ただ、この港というのは結局この国全体として使われているものでもありますし、それはそれとして一つの支援とすると。

一方で、先ほど私からも少し申し上げましたが、例えば職業訓練分野という、いわゆる貧困層の方々にも資するような案件については、国際機関などとも連携しながら地方でも展開すると。先ほど若干の言及があったと思いますが、例えば、保健医療分野などについても別途、技術協力などでやっていたりしますので、そういう形で全体としてのバランスを考えて支援を行っていくということであろうと考えています。

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。西田委員、お願いします。

- 西田委員 御説明ありがとうございました。私も、道傳委員と似たところに関心があったので、ちょっとかぶってしまうかもしれないのですけれども、この事業の延長上にある日・コンゴ関係において、先ほどの御説明の中では、この国の経済的なポテンシャルが一つ挙げられ、かつ、アフリカのオーナーシップであり、民主化を支援していくための協力でもあるというお話であったと思いますが、そうであるならば、なおさら平和の定着ないしは人権等々への日本のコミットメントをもっと前に出していてもいいのではないかと思った次第であります。御存じのとおり、アフリカにおいては平和の定着は非常に重要な問題でして、日本は経済的な関心だけではなく、この延長上にコンゴ民に対して、より安定した地域づくりを期待しているといったことを政治的にもメッセージとしてどんどん前面に出していけるのであれば、日本の顔の見える支援が、さらにより効果的に国際社会で評価されるのではないかと思った次第であります。これはコメントですので、特に回答を求めるものではありませんけれども、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。松本委員、手を挙げていらっしゃいますか。

- 松本委員 まず、今、道傳委員、西田委員がお話しされたことを私もサポートしたいということで、ぜひ外務省としては、この点は外部の者からするととてもキーンなところであると御理解いただきたいと思います。
- 具体的に御質問させていただきますと、経済圏が分かれているということに関して2つ質問させていただきたいのですが、1つは、例えば、先ほどキンシャサの国立生物医学研究所（INRB）の成果についてお話をされたわけですが、確かに新型コロナウイルスの問題に対しても、ここが大きな役割を果たしていると同っていますが、それはキンシャサにあるわけですし、今我々が議論していた東部などを考えれば、1,500kmとか2,000kmとか、さらに黒宮課長がおっしゃったように、国内のインフラが整備されていない中で、仮に経済圏が分かれているのならば、だからこそそれぞれの経済圏の拠点を支援していくということが大事で、キンシャサやあるいはマタディ港といった西側の中心部に力を入れることは大事だと思いますが、東あるいは中部のほうにももう少し目を向けていただきたい。西田委員のおっしゃる言葉を借りれば、国際機関を通じてということだけではなくて、日本としてももう少しできることがあるのではないかと私は思いますので、これは改めて黒宮課長にお伺いすることになるのですけれども、国内の治安あるいはインフラの未整備という課題があるにせよ、経済圏が分断されているからこそ、それぞれの経済圏においてJICA、日本政府がそれぞれの分野で何ができるかについて、この機会にぜひお考えを伺いたいというのが1点。
- もう一点は、最後にJICAの金田さんに御説明いただいた鉱物資源との関係です。おっしゃるとおり国際的に批判されている鉱山の問題というのは、カタンガ州であるという理解はそうかと思いますが、一方、私の理解では、マタディ港を含むような西部のほうでは、前の大統領であるカビラ氏一族が持つ、かなり大きな資本が入ったマイニングビジネスがこの地域にはあると考えています。つまり、外務省、JICAのお考えとしては、西部の大資本のほうは、さほど人権侵害や強制労働、その他の人権侵害がマイニングの中では言われていないという御認識であるという理解でいいか、この2点を教えていただければと思います。
- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 まず、1点目については、国際機関経由でということもありますし、その他現状やっているものとしては、草の根無償資金協力なども使った形で、できる限り地方にも裨益するような案件を考えていまして、具体的には例えば、コンゴ民主共和国で申し上げますと、ノーベル平和賞を取られたムクウェゲ先生というお医者さんがいらっしゃいますけれども、この方はコンゴ民の東部のほうで活動しておられますが、そういう先生がやっている病院などに外務省のODAを使った形での支援を行っているということはあると思いますので、そういう案件について今後とも考えて具体的にやっていきたいと考えております。

それから、人権侵害に関して今こういう場で、そういうものは間違いなくないですと言いつけるのはなかなか難しいということもあります。ただ、もちろん非常に重要な問題ではありますので、そういう点についてはきちんと、今日いろいろお話しただいている中でコンゴ民主共和国とのいろいろな外交関係や二国間関係等を考えていく中で、人権の問題等に関してもきちんとフォローした上で、よりよい二国間関係をつくっていくためにODAも活用してやっていくと、一般論としてのお答えになりますけれども、そういう形で申し上げられればと思います。

- 松本委員 分かりました。いずれのお答えもクリアですので、ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。これで2つ目の案件を終えたことにいたします。

(3) カンボジア「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」(草の根・人間の安全保障無償資金協力)

- 小川座長 では、最後の案件に入りたいと思いますが、カンボジア「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」、草の根・人間の安全保障無償資金協力について、説明者から外交的意義の説明及び委員からのコメントに対する回答をお願いいたします。
- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 国別開発協力第一課の渡邊です。よろしくお願いいたします。カンボジア「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」、草の根・人間の安全保障無償資金協力について、御説明します。
- まず、外交的意義ということですが、本計画は、首都プノンペンから約230km離れたシハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院に新たに医療機材等を供与するものでして、我が国としましては、カンボジアの保健医療セクターについて、無償資金協力、技術協力を組み合わせて一貫した支援を行ってきておりますが、一方で、首都プノンペンと地方との格差はやはり大きくて、地方における医療サービスの向上はまだまだ課題となっております。したがって、本計画のような地方に対する医療機材供与に対する我が国支援への期待はカンボジア側で非常に大きくて、これに応えることは二国間関係の一層の強化に資するということで、本計画を実施する外交的意義は高いと考えてございます。

それでは、事前にいただきました質問に対する回答に移らせていただきます。

- まず、田辺委員から、本病院の海軍関係患者と一般患者の数を教えていただきたいという質問をいただいております。

外来患者は約1,400人、このうち軍籍を有する患者は約600人、一般患者は約800人でございます。また、入院患者約700人のうち軍籍を有する患者は約300人、一般患者は約400人となっております。

- また、田辺委員からは、本病院の有事の際の一般患者の受入制限に関する規定を教えてくださいということでした。

被供与団体に確認しましたところ、本病院の有事の際の一般患者受入制限に関する規定は定められていないということでございます。

一方で、被供与団体から、海軍上層部より運営方針について指示を受けているとの回答がございました。その指示の内容ですけれども、「カンボジアと他国との間に戦争や国境紛争が発生し、多くの人々が負傷し、本病院に来て治療を受ける必要がある場合、引き続き地元の人々に治療を提供します。しかし、軍隊に感染症が発生し、多くの人々を入院させる必要がある場合には、感染症の蔓延を避けるために地元の患者に他の病院を紹介するといったことも検討します。」という指示を受けているということでした。

- 続きまして、岩城委員より、2013年にベトナムの支援によって建設された本棟と、2020年にアメリカ系カンボジア企業からの支援によって建設された産科棟から成る病院とのことだが、これまでは建設や機材供与を含め、公的機関からの支援があったのか。また、今後需要が見込まれる地域の唯一の中核病院であるにもかかわらず、他の機関の支援についての記載が全くないのはなぜかという質問をいただいております。また道傳委員からは、保健サービス強化の支援では、現地や日本のNGOとの連携や、現地の人材育成も重要と考えます。本計画に関連したNGOの連携や人材育成計画があれば御教示くださいと質問をいただいております。

被供与団体に確認しましたところ、これまでに公的機関から以下の支援を受けています。まず、小型手術用キット、マスク、アルコール等の機材供与、これはシハヌーク州病院からの供与となっております。2020年に供与を受けています。また、血液分析器、生体学分析器等の供与、これはNaval Medical Research Unit-2、米国の海軍生物医学研究所から2015年に供与を受けています。

さらに、HIVに関する予防啓発活動、これは米国国際開発庁より2000年から供与を受けております。

これに加えまして、NGOからも以下の支援を受けています。体温計、マスク、アルコール等の機材の供与、これはSustainable Health Empowerment、米系のNGOですけれども、ここから2020年に支援を受けています。

また、H I Vに関する予防啓発活動、F a m i l y H e a l t h I n t e r n a t i o n a l、これも米系のNGOですけれども、2002年から2007年の5年間にかけて、そういった啓発活動の支援を受けているということでございます。

以上が、公的機関及びNGOからの支援内容です。あと人材育成についてですが、直接的に上記NGOと連携を取ったり、本業に対して直接的な人材育成を行うことはしていませんけれども、我が国としましては、カンボジア保健省を含む行政機関の若手行政官を日本に招聘して、日本において学位の取得を支援するといった無償資金協力、また、カンボジアにおける母子継続ケアのため体制構築を支援する技術協力プロジェクトなどを通じて、カンボジアにおける人材育成に貢献してきておりました、今後も引き続きカンボジアにおける保健サービスの強化のために支援を行っていく考えです。

- 続きまして、岩城委員から、機材供与案件には共通の課題だが、X線撮影装置を有していない病院へのX線撮影関連機器の供与とのことで、維持管理等のソフト支援についてもお願いしたいというコメント、質問がございました。あと、竹原委員からも、カンボジアにおける医療格差の是正を主な目的とする本案件は、地域住民への医療サービス向上に向けた活動として大きな意味を持つと思います。納入した医療機器の使用に当たり、事前に何らかの教育訓練を行う予定はありでしょうか。また、機器の定期的な保守点検が必要であると推察しますが、故障した際の対応を含め、どのような体制をお考えでしょうかという質問をいただいております。

回答といたしましては、被供与団体に確認しましたところ、本病院の医療スタッフの中に、本計画で供与する機材の維持管理の経験を有する者がいることが確認できてございます。この人が病院の中で維持管理等を担当するという形になってございます。したがって、被供与団体に維持管理が可能であるという回答を得てございます。

また、事業終了後は、被供与団体が責任を持って維持管理及び適正使用を行うということは文書をもって確認しておりました、そこで必要となる維持管理の費用の捻出につきましても、被供与団体が責任を持って行うことになってございます。

- 続きまして、道傳委員より、日本によるカンボジアの支援は、近年では90年のカンボジアに関する東京会議開催、92年のPKO派遣から法整備支援から、無償資金援助で建設されたつばさ橋など、幅広い分野に渡る。そうした中でも依然として経済構造が脆弱な主要な要因はどこにあるのでしょうかという質問をいただいております。

カンボジアは内戦終結後、日本を含む国際社会からの支援を得つつ、過去20年以上にわたり順調な経済成長と貧困削減を達成し、2016年には下位中所得国入りを果たしました。一方で、経済成長を牽引してきた縫製業を中心とする労働集約型産業は、近年の国内賃金上昇やミャンマー、バングラデシュ等の新興国の台頭を背景にしまして、一段と競争環境の厳しさを増してございます。加えて、GDPの約3割、労働人口の約5割を占める農業分野における所得が低水準にとどまるなどの課題が依然

として残されているほか、近年は都市部と地方部の格差やプノンペンにおける都市問題の深刻化といった新たな課題にも直面しておりまして、依然として経済構造は脆弱です。

その要因といたしましては、隣国に比べ割高な電力、物流コスト、産業人材の不足、未熟な国内産業、投資環境の整備の遅れ等が挙げられておりまして、持続的な経済成長を達成するためには、高付加価値産業の振興や輸出産業の多様化を図るとともに、運輸・交通インフラの更なる改善や物流の円滑化を通じて、周辺国とのハード・ソフト両面での連結性を強化する取組などが必要とされています。

- また、道傳委員からは、包摂的な成長を阻害している要因が、汚職やガバナンスの欠如にあるとも指摘され、欧米を中心とするドナーは、その分野にも踏み込んだ支援・働きかけをしている。主要ドナー国として日本は、カンボジアの持続的で包摂的、公正な成長に向け、民主的なガバナンスの改善に向けてはどのような支援・外交的働きかけをしているのでしょうかという質問をいただいております。

グッドガバナンスは全ての開発の基礎でありまして、カンボジア政府は汚職対策、法整備、司法改革、公共財政管理改革、行政改革などを推進していますが、法律、政策、制度を立案・運用する人材の不足が障害となっています。こうした中、我が国は、ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現を重点分野の一つに掲げまして、カンボジアの若手行政官に対して、日本の大学院においてガバナンスや法制度整備を学ぶ機会を提供するほか、国連開発計画（UNDP）と連携して、政府・市民間の対話を促進するための環境整備や研修を行っております。

また、我が国といたしましては、カンボジアの国内政治関係者が党派を超えて建設的な対話を行うことで、国民の自由と権利の擁護が促進されることを希望しておりまして、これまでカンボジア与野党若手政治関係者を2018年から4度にわたって招聘し、日本の民主プロセスを学んでもらいました。こうした取組を通じ、今後もカンボジアの民主プロセスを後押ししていく所存でございます。

- 同じく道傳委員から、中国はOECD加盟国ではないために、支援の概要やその効果を図ることは困難だが、民主的なガバナンス強化や保健分野での支援では、日本には知見の蓄積があり、支援の分野で日本ならではの比較優位のある分野と考えるが、受益者としてのカンボジア側からはどのような評価を受けているのでしょうかという質問をいただいております。

ガバナンス強化につきましては、上記のとおり支援を実施してきてございます。政府・市民間の対話を促進するための環境整備や研修の実施について、カンボジアの市民団体からは強固な経済制裁を実施すべきといった考えから、本支援に対して否定的な意見を持つ団体もございまして、日本のアプローチに理解を示す市民団体も多くございまして、カンボジア政府からも本支援に対して高い評価を受けてございます。

また、カンボジアの保健医療セクターにおいても、国立母子保健センター、通称ジ

ヤパンホスピタルの建設などの無償資金協力と人材育成、その組織づくりのための技術協力などを組み合わせて一貫して支援してございまして、その結果、国単位での保健指標の改善には著しい効果が現れているなど、同セクターにおける我が国の貢献についてカンボジアから高い評価を受けてございます。

- 続きまして、松本委員から、この病院がカンボジア海軍の管轄である理由を御説明いただきたいという質問をいただいております。

被供与団体に確認しましたところ、本病院は一般市民の治療を目的として、ベトナム政府からカンボジア政府に寄贈されたものなのですが、約500m離れた位置にカンボジア海軍のリアム基地があり、カンボジア海軍の管轄とすることにより、効率的な管理・運営が可能であることから、カンボジア海軍の管轄としたという経緯であるということでございます。

- また、松本委員からは、地域住民や国内外旅行者等を主たる診療の対象にしているとのあるが、その含意は主たる対象が軍人の場合は大綱に抵触する可能性があるという意味か。例えば、日本の自衛隊中央病院は自衛隊の職域病院だが、25年前から一般の診療も行っている。その一方で、隊員の診察を優先することや、自衛隊の業務に対応するために診療体制等が変更になる場合があることを周知している。仮に、当該病院が自衛隊中央病院のような性格を持っている場合には、大綱に抵触する可能性があると考えられるのか。軍が管轄する病院の場合の大綱上の線引きに関する外務省の御見解を伺いたい。

大綱上の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則との関係でございますが、この規定との関係で個別の案件が実施可能か否かについては、協力の趣旨・目的、対象主体、内容・効果の観点から個別具体的に検討を行ってございます。本計画は、病院にX線撮影装置や胎児診察等に用いられる超音波診断装置等の基礎的な医療機材を提供・供与すること、これが内容という形になります。主に地域住民の基礎的保健サービスへのアクセス改善を図るもの、これが目的であり効果であると考えます。また、本病院はカンボジア軍の管轄下に置かれてはいますが、地域住民や国内外旅行者等が主に診察を受けており、また、リアム地域唯一の公的総合病院として、地域住民の医療にとって欠かせない医療機関となっております。これが対象主体であると考えます。地域住民は本病院がX線撮影装置を有していないがために、車で1時間以上かかる近隣の病院に診察に行かなければならないという状況が現状として生じてございます。

こうした観点から評価した結果として、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則との関係で、今回はそういったものを助長することには当たらないと我々としては評価してございます。

一方、西田委員が問いの中で御指摘されておりますとおり、通常は軍関係者を対象とする軍民共用の医療機関であっても、一律に支援の可能性が排除されるものではな

く、利用の実態などを精査しつつ、上述の観点から個別具体的に判断を行うものということになります。

なお、被供与団体に確認しましたところ、本病院の有事の際の一般患者の受入制限に関する規定は制定されておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、海軍上層部より運営方針について支持を受けているとの回答がございました。また、改めて繰り返すことになってしまいますが、カンボジアと他国との間に戦争や国際紛争が発生し、多くの人が負傷し、本病院に来て治療を受ける必要がある場合、引き続き地元の人々に治療を提供します。しかし、軍隊に感染症が発生し、多くの人々を入院させる必要がある場合は、感染症の蔓延を避けるために地元の患者に他の病院を紹介することも検討しますという話となっております。

- 続きまして、西田委員より、過去の適正会議で公開された軍関係者が関わった事業一覧、第39回、第44回、第50回からは、これまでに相手国の軍の運営する病院等への支援は見当たらないように見受けられますが、軍の病院に対する協力としては当計画が初案件と理解してよろしいでしょうかという質問をいただいております。

過去には無償資金協力を通じて、退役軍人病院にリハビリ機器等を供与した例がございます。開発協力適正会議の議題候補としても登録させていただきました。また、非軍事目的との確認を行った事業の適正会議への報告が始まった以前にも、同様に無償資金協力を利用して軍病院の産科棟を改修した例や、組織上国軍傘下となっている王立医療機関に医療機材を整備した例がございます。今後、非軍事目的との確認を行った事業を実施する場合には、引き続き開発協力適正会議に適切に御報告させていただきます。

- 続きまして、西田委員より、ODAの供与先となる国においては、今回のような民軍共用の病院・診療所が多く存在するものと思われれます。今後、類似案件が発生することもあり得ると思われるところ、開発協力大綱に掲げられる「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」をどのように解釈すればよいか、御教示ください。DACでの基準もあるようでしたら、併せてお知らせいただければ幸いです。なお、当計画では、地域住民や旅行者が主たる受診者であることが判断の根拠となっているものの、支援対象国が国際紛争の当事者ではなく、かつ脆弱な周辺国に接している国（つまり将来的に移民・難民が到来する可能性のある国）については、通常は軍関係者を対象とする軍民共用の医療機関であっても、支援対象として検討し得るのではないかと考えられます。また、戦傷医療目的の資機材・用品を対象としないといった区別も可能かと思われるところ、上記原則の整理についてお聞かせください。

先ほどの回答と同じになりますけれども、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則との関係で、個別の案件が非軍事目的の開発協力に当たるか否かについては、協力の趣旨・目的、対象主体、内容・効果の観点から、個別具体的に検討しております。

D A Cの統計指示書によれば、被援助国の軍が関与する協力は、人道支援活動や開発関連業務に関して、文民機関による代替性がないことが確認される場合など、限られたケースのみODAとしてDACへの報告が可能とされています。本計画に関しては、援助供与対象の病院は軍の管轄下にありますが、地域唯一の公的医療機関として地域住民の医療にとって中核的な役割を果たしており、地域住民や国内外旅行者等を主たる診療対象としていることから、上記の人道支援活動や開発関連業務に関して文民機関による代替性がないケースに該当し、DAC基準上のODAに適格すると考えてございます。

ただし、DACによるODAの定義は、国際機関における客観的な統計の作成を目的として策定されたものです。DACリスト卒業国への協力が代表されるように、我が国の開発協力は必ずしもDACの定義上のODAにとどまるものではありません。御指摘のとおり、対象主体や目的というのは「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則との関係を検討する上で重要な要素であると認識してございます。

- 最後に、西田委員から、本計画の対象となる病院は、もともとベトナムの支援によって建設された旨が記されていますが、この案件を実施することによって、近年日本との関係を深めつつあるベトナムとの関係においても外交的意義があるのでしょうかという質問をいただいております。

本病院については、ベトナムの支援によって建設されたものでありまして、カンボジア政府は不足する医療機材についてベトナム政府にも要請しているということでございます。しかし、ベトナム政府からは迅速な支援を受けられていない中で、我が国に対して支援要請をしてきたという経緯がございます。本計画は、あくまでもカンボジア政府と日本国との間において不足する医療機材を提供するものですが、本計画が実現した際には、本計画がベトナム政府に対しても伝わるようにする、つまりベトナム政府のほうに迅速に支援をできていない状況の中で、日本政府が支援を実施しましたということがベトナム政府にも伝わるようにしたいと思っております。本計画での支援を例として、ベトナム政府に対して第三国支援について連携の余地があることを示して、日・ベトナム間の関係強化にもつなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加で御質問・御意見がありましたら、お願いいたします。田辺委員、お願いいたします。
- 田辺委員 2点あります。まず1つは、「地域住民や国内外旅行者等を主たる診療の対象としている」という表現と今聞いたデータは解離していると思っております、大きく3対4ということであれば、事実として間違っているということではないですが、

読む人に誤解を与える表現であると思いますので、今後はぜひ、きちんとした実数を基に御提示いただければと思います。

その上で、有事の際にどう使われるかというのは、今回の論点としては極めて重要だと思っております。現状の指示では極めて不明確だと思いますので、少なくとも有事の際であっても一般の方が受診できるという確約がないと、ODA大綱としての軍事目的に使用しないということとの整合性を図るのは難しいのではないかと。なので、少なくともこの病院側の何らかのコミットメントが必要なのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 ありがとうございます。我々としては3対4、確かに外来患者1,400人のうち600人と800人ということと、入院患者で言いますと300人と400人ということで、過半数以上が一般患者であるものですから、「主たる」という表現を使わせていただいたところではあるのですが、できる限りこういったことについては実数をもって今後お示ししていくことだと思っておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

2点目につきまして、有事の際の対応なのですけれども、書面等で確認が取れているかということに関していうと、そうではないのですけれども、海軍上層部による運営方針についての指示の内容自体は、我々は明確であると理解しております。その内容を改めて言及させていただきますと、カンボジアと他国との間に戦争や国際紛争が発生し、多くの方が負傷し、本病院に来て治療を受ける必要がある場合ということですが、これが有事の際という形になると思いますが、引き続き地元の人々に治療を提供するということは明示的に指示の内容として言及されてございますので、その内容自体は明確であると我々としては理解しております。

- 田辺委員 その後の感染症が拡大する場合にのみ、そうすると一般の方々を断る場合というのは、感染症が拡大する場合のみということでしょうか。仮にベッドが海軍の軍籍の方で埋まってしまった場合に、新規の一般の方を断る可能性はあると思うのですが、一般の人を断るケースというのは多分感染症だけではないと思うんですよね。

- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 先ほど御説明した部分は、有事の場合で負傷して病院に来たときにはということで、それこそ一般的な言い方だと思うのですが、そういったときに関しても地域住民に治療を提供すると。感染症の部分については、「感染症等」とは書いていないので、ここは感染症に限定されるのだと思います。また、軍隊に感染症が発生し多くの人々を入院させる必要がある場合、ただ、その場合であったとしても「地元の患者に他の病院を紹介することも検討する」という言い方

をしております、一律に軍の感染者を優先して、住民は入れませんということを行っているわけではないということだと思います。

- 小川座長 よろしいでしょうか。それでは、道傳委員、お願いします。

- 道傳委員 ワーディングの御質問なのですが、最初の外交的意義というところにASEAN各国への支援の場合、多くの場合、FOIP、自由で開かれたインド太平洋に連なる国としてというような表現が出てくることが多いのですが、今回カンボジアの事例では、地政学的に重要な場所に位置し、地域の安定と繁栄にとって大きな影響を及ぼす国であると。すなわち、それは自由で開かれたインド太平洋とインターチェンジャブルなのであるという御説明ももしかしてあるかもしれないのですが、こういった書き分けがあったのは、こういったことが理由でしょうか。

- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 案件概要書のところですか。

- 道傳委員 そうです。もうちょっと正直に申し上げると、「自由で開かれたインド太平洋に連なるので」という一文があると、何となく説明として体裁が整ってしまっていることがあって、もう少しいつも詳細に伺いたくて、重ねてほかの案件で質問を申し上げることがありました。ただ、今回は「自由で開かれたインド太平洋」がない代わりに、カンボジアの地政学的な位置づけの意義を御説明いただいた上に、先ほど口頭で御説明いただいた中で、テイクオフしない理由として、インフラの未整備であったり、割高なエネルギーであったり、カンボジアが連結性をこれから持って反映していくことが大事なのだという御説明があったので、全体として大変よく理解できたのですが、今回、最初の1行目にFOIPという文脈での案件という御説明がないのは、あまり意味はないということでしょうか。

- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 FOIPという言葉について今回言及がないことに意味があるかということについて、地域としてカンボジアは当然FOIPの中に入ってくるのですが、FOIPということであると、例えば、海洋の安全や自由で開かれたインド太平洋ということなので法の支配の浸透とか、日本がこういった支援を行うかといったときに、FOIPで掲げているような法の支配の浸透や連結性強化、そういう案件のときにはFOIPの観点から非常に重要であるということがあって、これはFOIPにとっても重要な案件ですという説明をさしあげることがある、一方、本件は病院案件であるため、いわゆるFOIP案件として説明していない、と理解しております。

○ 道傳委員 ありがとうございます。

○ 小川座長 それでは、松本委員、お願いします。

○ 松本委員 非常に御丁寧に説明をいただきまして、多分お一人ですと説明されて大変だったかと思いますが、この会合、英語名はAccountability Committeeですので、こういう場合、大綱がどう運用されるのかをこのように御説明いただくというのは、この委員会の一員としてすごく大事ななと思って、外務省側の丁寧な御説明には非常に感謝したいなと思います。

だからこそなのですけれども、つまり、この病院にX線の機材などを供与すること自体に対して、実を言うとそんなに異論を述べたいわけではないわけです。しかしながら、重要なことを含んでいるので、これだけ時間をかけてお話しさせていただいているということです。そういう意味を込めて次の質問をさせていただくのですけれども、これもそこまで聞くのですかという質問なのかもしれないのですが、今回は病院を建てるための支援ではなくて、X線の機材あるいはエコー、超音波の機材の供与でして、これ自体は恐らく減価償却されていくものだと思うのですけれども、転用された場合、つまり今御説明されたようなことが維持されていれば、供与する段階では大綱上問題はないけれども、実際それぞれの国の事情で、例えば、中国であればODAで供与した施設が民営化されたときに問題になったりもしましたが、公用施設が今のような方針ではない形で軍のほうで活用された場合、それに対して日本政府は、これは文民中心であるということ供与したのだから、それは控えてほしいというようなことをカンボジア政府に言うことができる立場なのか、それとも機材を供与しているだけですから、そういう意味ではそれほどのことは言えない、つまり供与する段階で大綱の議論はするけれども、その後の転用なり用途変更なりについては、特段大綱と照らし合わせて何かを言うということは想定されていないのか、大変細かいことなのですけれども、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○ 渡邊外務省国別開発協力第一課長 ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、転用されてしまった場合には、非軍事目的での使用を含む適正な使用の確保に反することになると我々も考えておりまして、その点を確保するために、今後カンボジア政府との間で無償資金協力なので贈与契約書を結ぶわけですが、その中におきまして、非軍事目的での使用を含む適正な使用の確保を明記しまして、供与された機材を軍事的用途に転用しないことを確認する予定としてございます。

また、在外公館を通じまして、カンボジア政府からの聞き取りや現地視察によるモニタリング、情報収集を行いまして、適切に機材が使用されているかどうか、援助の効果が十分に発現しているかどうかといった点も把握に努めていく考えでございます。

○ 小川座長 西田委員、お願いします。

○西田委員 私も、先ほどの松本委員のお話のとおり、丁寧に御説明をいただきまして本当に感謝いたしております。非常に運営の趣旨等々判断が分かるような御説明でした。

1点コメントと、1点クエスチョンなのですが、まず、過去の事例について私が見落としていた退役軍人病院への支援が過去にあったというものと、適正会議での報告が始まる前に産科病棟への支援があったというお話であったので、もし可能であれば、以前の私が示したのは39回以降のものだと思いますけれども、軍関係者に関わった事業、これ以前のものもあれば別途いただければなというところではあります。

もう一つは、DACの統計指示書の内容が人道開発目的であり、かつ文民によるもので代替性のないものということで、日本の今運用されている中での趣旨・目的、対象主体、内容・効果の中の目的と主体だけに関わるもので、ある意味クリアカットな表現かなと思うのですが、日本のほうがより複雑な感じなのですが、一方で、個別具体的に検討というところが非常にグレーなところにして、過去の案件でもこれはかなり政治性の高い案件ではないかと思われるようなものはありながらもそれはオーケーで、今回は内容については先ほどもありましたけれども、全く誰も問題視はしていないものの結構掘り下げてしまうようなものもあるので、個別具体的に検討というところが何となくグレーゾーンになっているような印象が正直ございます。先ほどお話しされたとおり、DAC定義にとどまるわけではないということなのですが、このあたりも今後よりクラリフィケーションが求められてくるのかなと思っています。

私自身は、恐らく田辺委員、松本委員よりも、この部分に対してよりリラクセスした解釈であるべきという立場なのですが、ただ、ODAの中でどこで線引きをするのか、個別具体的にというところがクリアではないので引っかかってしまうというところではあります。ここはクエスチョンではありませんね、コメントです。ありがとうございます。

○ 花田外務省開発協力総括課長 開発協力総括課長の花田でございますが、今の西田委員からの御質問は私から回答申し上げたく思います。

まず、いずれも過去の事例ではございますが、開発協力適正会議の制度が始まってから議題に上らなかったものとしては、対ウクライナのキエフ市立退役軍人病院リハビリ機器整備計画がございました。こちらについては、確かに議題に上らなかったという意味で西田委員のお調べいただいた表に載っていなかったのかもしれませんが、第41回の適正会議で事務局のほうから議題の候補案件として登録させていただいておりました。そのときの経緯・詳細は分かりませんが、もしかするとこれは退役軍人病院と銘打っていますが、キエフ市立のものであったということが影響しているのか

も分かりませんが、結果的に当時の委員の皆様から議題に選定されなかったということがございました。

もう一つ、適正会議の制度が始まる以前の案件につきましては、事実関係としては2008年及び2013年にセネガルで行われたプランシパル病院の産科棟の改修、さらに2015年にヨルダンで行われたクイーンアリーア病院への医療機材供与がございました。

2点目は必ずしも御質問ではないかも知れませんが、御指摘のとおり、DACの基準よりも日本の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則というのは、よりさまざまな要件を課したものでございますが、これにつきましては皆さん御承知のとおり、日本国内での関心の高さを表しているということであるのかと思います。

私どもとしては、個別具体的に判断していくことによって、物事をグレーにさせようという意図を有しているつもりはございませんし、ケース・バイ・ケースでしっかりとお進めしていくことが日本の国内の関心の高さに適切に応える上では重要かと思ひ、なるべく丁寧な説明を心がけているというのが私どもの考えでございます。以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。ほかに何か質問・御意見ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

2 事務局からの連絡

- 小川座長 それでは、本日3つの案件を議論させていただきました。最後に、事務局から連絡事項がありましたら、御発言をお願いいたします。
- 花田外務省開発協力総括課長 本日はどうもありがとうございました。次回の第55回会合につきましては、これまでの申し合わせで調整させていただいたとおり、年が明けてから2月16日火曜日に開催を予定しておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。
- 小川座長 どうもありがとうございました。本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第54回「開発協力適正会議」を終了いたします。どうもありがとうございました。